

第 1 4 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

平成 3 0 年 9 月 1 4 日 開 会

平成 3 0 年 9 月 1 4 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成30年9月14日（金）午前9時30分 米沢市農業委員会第14回定例総会をJA山形おきたま米沢支店第1会議室に招集した。

出席委員（19名）

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（1名）

10番 古畑功一 委員

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事務局 長	宍戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目 崎 秀 也
農 地 主 査	戸田美恵子
主 査	仁 科 恭 浩
主 事	渡 部 史 紀
主 事	須 貝 祐 太

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                   |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について                   |
| 議第4号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第6号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議第7号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について            |
| 議第8号 | 米沢農業振興地域整備計画の変更について            |
| 議第9号 | 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画（案）について     |

### 2. その他

農地中間管理事業に係るマッチング案の確認について

開 会 午前9時30分

目崎補佐

おはようございます。

ただいまから第14回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、14番 高橋祐弘委員のご発声でよろしく願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、おはようございます。

先日の現地視察、そして懇親会と参加していただきまして大変ありがとうございました。先月の23、24と東北・北海道農業活性化フォーラムがありまして、福島と宮城のときは全員参加していただいたわけですが、今回は遠いということで、私と職務代理で参加させていただきました。そしてこのフォーラムも今回北海道で最後ということでありましたので、なかなか予算が厳しい中、予算、米沢市のほうからつけていただいたので、受けてきたところであります。

その中で、基調講演ということで、農業委員会の新聞にも書かれてあったわけですが、スマート農業ということで、北海道大学の野口教授のほうからありまして、人工頭脳だのロボットだの、水管理はスマートホンですとか、いろいろそういったことでITを駆使しながらやればコメの生産経費は半額になるんだというような話でありました。北海道の大面積の田んぼだとそういったことが実現できると思いますが、こっちのほうの中山間のままでそういった無人のトラクターや無人の田植え機が実際使われてどうかは厳しいのではないかなと思います。そういった技術が進んでいるというようなことで、NHKのテレビ等で映像が映ったわけですが、そういったことが基調講演でありました。やっぱりそういうことは10年ぐらいすると、ああ、あのとき言っていたことになったんだなということで、いろいろ今の技術なんかもそういうふうになっておりますので、我々、私なんかしなくなった時代にそういった技術を駆使しながら若い人たちがしていくのではないかなと思っている次第です。

あと、きょう、今話題になっておりましたが、蔵開きということで、なかなか稲刈りの時期、もう刈り時期は到来しているわけですが、なかなか要らないときに雨が降るということで作業が進まないということで、出荷も少ないようですが、きょうから蔵開きということで、収穫の秋本番始まったということであります。

そういったことで、後から、菅野理事のほうからも話していただきたいと思いますが、概算金等多分きのう理事会があつて決定していると思いますので、

多分去年よりは高くなっているようなことでありますので、そういったことで、期待をしながら農作業に励んでいただきたいと思います。

では、稲刈り等の準備もあると思いますので、議事運営についてはご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。きょうは本当にお忙しい中ありがとうございました。

目崎補佐

ありがとうございました。

これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっております。伊藤会長、よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、早速議事のほうに入ります。私のほうで議事の進行をさせていただきます

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席委員は、今のところ遅くなるということではありますが、古畑功一委員であります。よって、本日開催の農業委員会第14回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、13番 我彦正福委員、14番 高橋祐弘委員を指名いたします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

提出議題の議第8号 米沢農業振興地域整備計画の変更についての案件でございますが、申請者の〇〇氏より農林課のほうに9月12日付で取り下げの願ひ書が出ております。これに伴って、この議案についても取り下げて本日審議をしないということでお願ひいたします。

あと農事相談で議案関係について出た質疑などについて、ここでご報告申し上げます。

まず、報第1号の非農地証明の21号について、用途地域内かというご質問ですが、これは用途地域内でございます。

議第2号の農地法第3条の64号から65号、〇〇〇〇の中で売買価格は幾らかというご質問でございます。総額でございますが、64号が1万3,000円、65号が18万5,000円、66号が10万8,000円でございます。単価に直しますと㎡当たり1,000円という単価でございます。

あとは、第5号、農地法第5条に係りまして太陽光パネルの南側の設置の案件でございますが、農地から太陽光パネルを設置すると高温となって周辺の住宅への影響はないかというご質問でございました。環境に関することは農地法では直接考慮しませんが、当然これは心配されている案件ですので、申請者の

ほうに伝えたいと考えております。

同じ案件で、現在賃借されている、賃借がまだ残っている農地面積、借り人の数については、農地面積は1, 579. 00㎡、9筆で、1人の方が借りているということでございます。

以上でございます、よろしくお願いいたします。

議 長

今のちょっと、1人の方が借りているというのはちょっとわからないんだけども。もう少し説明してもらっていいですか。太陽光パネル。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

農用地につきまして、農地法第5条30号につきましては、農地法3条の貸し借りが結ばれておりまして、貸し借り1件でございます。貸している方、〇〇様、受け手の方が△△△様となっております。貸し借りの筆数が9筆、案件として1件となります。よろしくお願いいたします。

議 長

では、早速進めさせていただきます。

報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理番号21号から30号の計10件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田10筆 6, 962. 00㎡、畑7筆 1, 008. 00㎡、合計17筆 7, 970. 00㎡です。

受理番号21号 申請人 〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は平成8年ごろです。申請理由は、平成8年ごろから耕作をしておらず、農地として利用していないためです。

受理番号22号 申請人 〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地への転用です。転用年月日は平成10年6月ごろです。申請理由は、農地としての利用が困難な形状をしており、平成10年6月ごろより農地として利用していないためです。

受理番号23号 申請人 〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成元年3月31日です。申請理由は、平成元年3月31日から建物を建築し、通路として使用しているためです。

受理番号24号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和52年ごろです。申請理由は、昭和52年ごろ隣接地に住宅を建築し、通路として使用しているためです。

受理番号25号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和63年ごろです。申請理由は、昭和63年ごろ物置を設置し、現在も利用しているためです。

受理番号26号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和42年5月31日です。申請理由は、昭和42年5月31日に工場を建築し、宅地として利用しているためです。

受理番号27号 申請人 ○○○○・△△△△、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成3年7月26日です。申請理由は、平成3年7月26日に建物を建築し、店舗及び駐車場として利用しているためです。

受理番号28号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田・畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和59年10月3日です。申請理由は、昭和59年10月3日から工場を建築し、宅地として利用しているためです。

受理番号29号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は昭和55年ごろです。申請理由は、昭和55年ごろから耕作を行っておらず、現在原野となっているためです。

受理番号30号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和55年8月ごろです。申請理由は、昭和55年8月ごろに車庫を建築し、現在も利用しているためです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

それでは、受理番号23号から27号を上程いたします。議案の内容につ

いて、事務局の説明をお願いします。

須貝主事  
議長  
須貝主事

(挙手)

須貝主事。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号23号から27号の計5件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ26筆 46,970.00㎡、合計も同様です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長  
全委員  
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号23号から27号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員  
議長

異議なし。

異議がないので、受理番号23号から27号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号62号から66号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事  
議長  
須貝主事

(挙手)

須貝主事。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。



受理番号62号から66号の計5件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田2筆 5, 827.00㎡、畑4筆 319.00㎡、合計6筆 6, 146.00㎡です。

受理番号62号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号63号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号64号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号65号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号66号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長  
4 番  
議 長  
4 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(遠藤伊一委員 挙手)

4番。

4番 遠藤です。

私のほうから62号、63号、64号、65号、66号をご説明させていただきます。

62号については貸し借りであります。○○○○さん、同じ地区に住んでおられまして、隣り合わせでありまして、田んぼも隣接しております。それで、△△△△さんがお借りしたいということで、3条で賃貸契約を結ぶということでもありますので問題はないと思います。

63号につきましては、○○○○さんが△△さんから少しの畑でありますけれども○○さんが隣をつくっておりますので一緒に買っていただきたいということでの案件であり、これも問題はないと思います。

64号と65号、66号、これも売買であります。過日、ビッグフィールドの研修地でデントコーンのところで車をとめまして見学したら、近くの、梓川が流れておりますけれども、その川端のところの場所でありまして、これも荒れておりましたけれども整地をされてこれを売りたいということでもありますので、これも問題はないと思います。

よろしくお願ひいたします。

議 長  
全 委 員

それでは、受理番号62号から66号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

議 長 ないので、受理番号62号から66号についてを許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号62号から66号についてを許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号6号から9号を上程いたします。

議案の内容について事務局より説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画を変更したいと申請があったので、農業委員会に付議いたします。

受理番号6号 許可 平成30年7月13日、指令農委第2号で農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 ○○○○、承継者も同様です。土地の表示、春日五丁目549ほか1筆、田のみ495.00㎡です。当初事業計画の駐車場の造成から規模縮小による事業計画の変更です。

受理番号7号、許可 平成17年1月18日、指令農委第82号で農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 ○○○○、承継者 △△△△、土地の表示、万世町梓山字上原屋敷4106-44ほか2筆、畑のみ424.00㎡。当初事業計画の事業者の承継による事業計画の変更です。

受理番号8号、許可 平成7年9月25日、指令東置地農第236号で農地法第5条の許可を得ております。当初事業計画は一般住宅の建設です。当初計画者 ○○○○、承継者 △△△△、土地の表示は、大字館山字廟所北1379-2、畑のみ76.00㎡です。当初事業計画から工場敷地への変更及び事業者の承継による事業計画の変更です。

受理番号9号、許可 平成10年7月17日、指令東置地農第171号で農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 ○○○○、承継者 △△△△、土地の表示は、館山一丁目1107-1ほか1筆、田のみで686.00㎡です。当初事業計画から境内地への変更及び事業者の承継による事業計画の変更です。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの受理番号6号から9号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号6号から9号については、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号6号から9号については、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号7号を上程いたします。

議案の内容について事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号7号の1件です。畑のみ1筆 117.00㎡、合計も同一でございます。

受理番号7号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、よろしく願いいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果についてを説明してください。

9番 (上村貞義委員 挙手)

議長 9番。

9番 9番 上村です。

ご説明申し上げます。

地図とあわせて一緒にごらんいただくといいのですが、場所は矢来2丁目です。ちょうど米坂線踏切のもう一つ通りを南に入った南新町通りというところですが、市道なんです、この市道に沿ってずっと住宅地が建っているわけなんです、○○さん、この市道沿いに古い住宅があったんですが、そこを、古い住宅の後ろに今回申請地の農地がありました。住宅を建てかえたいといいますが新築するというので、後ろのほうに住宅を建てるといふことの申請なので、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

現場なんか確認した結果、事前着工のものないので、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの受理番号7号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号7号についてを許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号7号についてを許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

10番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 10番。

10番 10番 古畑です。

うちの関係があるもので退席します。

(古畑功一委員 退室)

議 長 それでは、受理番号26号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号24号から30号のうち退席案件であります26号について、田のみ1筆 651.00㎡、合計も同一でございます。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農家住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明をしてください。

18番 (鈴木晃子委員 挙手)

議 長 18番 鈴木委員。

18番 18番 鈴木です。

私から26番についてご説明させていただきます。

この案件は○○○○委員の案件になります。借人が○○○○委員の息子さんの△△△△さん、貸人が古畑委員のお父様に当たります○○○○さんです。場所のほうは、三沢コミュニティセンターの向かいにあります田んぼになりますが、そちらを農家住宅にしたいということで申請が上がっております。もともと事由といたしましては今住んでいる家が古く、修理しても新築にするくらいのお金がかかり、家の裏には地すべり地帯で危険な場所があり、水道がないので、ことしみたいに雨が降らないと水をポリタンクに酌んでこなくてはならない状態ですということで、また、息子さんのほうが結婚する予定がおありということで、○○さんからお話をお聞きしております。7月31日に現地確認をしまいいりまして、事前着工などもないことから、問題ないと思われしますので、

皆さん、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの受理番号26号について、意見並びに質問はありませんか。  
全委員 なし。  
議長 ないので、受理番号26号について、許可することに異議ありませんか。  
全委員 異議なし。  
議長 異議がないので、受理番号26号について、許可することに決定いたしました。

古畑委員、入ってください。

(古畑功一委員 入室)

議長 それでは、受理番号26号を除く24号から30号までを上程いたします。  
議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号24号から、26号を除く30号までの計6件で、田5筆 1,403.20㎡、畑50筆 17,089.20㎡、合計55筆 18,492.40㎡です。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は資材置き場の造成です。一時転用です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパートの建設です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号27号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は工場用敷地の拡張です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号28号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号29号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は境内地の拡張です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号30号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は太陽光パネルの設置です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

議 長  
9 番  
議 長  
9 番

以上、よろしくお願いいたします。

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

(上村貞義委員 挙手)

9 番。

9 番 上村です。

私から、24号、27号、29号をご説明いたします。

まず24号、地図を見てもわかるのですが、場所は福田町2丁目となっておりますが、県道になるのかな、市立病院前というか西側の4車線道路、あそこ市立病院に向かう交差点のちょうど角の場所です。一時転用の申請でありまして、KDDIが基地局を建設したいということで、その建設に伴う資材とかそういったものを置きたいというような申請でありました。お話をそういうふうにお聞きしたり、現場等確認しましたところ、事前着工はないので、これは問題ないと思います。

続きまして、27号、これは先ほど事業計画案の変更ということでの案件でも出ましたが、地図でいうと申請地8番というところでは、場所は館山121号線、館山バイパス沿い、〇〇〇〇さんというちょっとした工場のある隣接地なんです、〇〇〇〇さんが、ちょうど隣接地でもありますし、敷地の一部としてそこを使いたいということでの転用の申請です。〇〇〇〇さんの社長さんにお話を伺い、現地も一緒に確認しましたところ問題ないので、よろしくお願いいたします。

あと29号、これは地図でいうと申請地9番、この場所です。場所は館山1丁目となっておりますが、御成山の下の〇〇〇〇さんのところの案件です。ちょうど〇〇〇〇さんの境内と地続きになっておるところで、△△さんが体のぐあいを悪くして入院されている、そういったこともありまして、〇〇〇〇さんがそこを買い求めて境内の一部として使用したいということでありましたので、これも問題ないと思います。現地確認の結果は、当然事前着工等なかったので、よろしくお願いいたします。

以上です。

1 7 番  
議 長  
1 7 番

(大野澤進委員 挙手)

17番。

17番 大野澤です。

私のほうから25番をご説明いたします。

9月7日でありましたけれども、代理人である行政書士の△△さんのほうに連絡をいたしました。〇〇さん親子からの提案ということで、位置図を見ていただければわかりますけれども、ちょうど万世小学校の南側になります。この申請地の周りに住宅が立ち並んでおります。また、先ほど来事業計画変更の案

件にもあった案件でありまして、〇〇〇〇さんが譲り受けてアパート2棟を建て、また駐車場、駐輪場、ごみ置き場ということで建てて経営したいということで、事前着工もなく、問題ないのかなということで現場を確認してきました。以上です。

7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 7 番。

7 番 7 番 高橋です。

28号についてご説明申し上げます。

場所は春日1丁目地内、3種農地に位置しております。9月3日に現地を確認し、代理人の行政書士△△さんに電話で確認をとっております。申請地の中に併用地があるんですが、その中に渡人〇〇さんの空き家があります。それとともにここも更地にしまして、△△△△がここを買い取り、5区画の宅地分譲をするということです。現地確認の結果、事前着工等はありません。問題ないと思われま

す。よろしくお願ひします。

1 6 番 (16番 山王堂民榮員 挙手)

議 長 16番。

1 6 番 16番 山王堂です。

受理番号30番について説明いたします。

申請土地41筆中9筆に農地法3条による貸し借りがあり、8月28日現在、農地法18条による解約の申請が出ていないことから、貸し借りが継続している以上、今月は審議ができないものと思われま

す。以上です。

議 長 調査された委員の方は大変ご苦労さまでした。

それでは、ただいまの説明の中で、受理番号30号については、調査の結果、継続案件となるということでしたので、受理番号26号を除く24号から29号について、意見並びに質問はありませんか。

1 2 番 (菅野英一郎委員 挙手)

議 長 12番。

1 2 番 29番までで30番ないの、どう考えてもこれ住宅を皆囲んでしまうというのはいかがなものかと思って。近所の人も反対、何も、もし通ったらトラブルでも起きるんでないかなと心配しておるんだけど。どういふことで、個人の住宅を囲むような、これは、今結構反射熱で温度上がるということでトラブルの部分結構あるから。もし来月あたりこれ通らないといいなど。どう通したらいいものかと思って考えているところです。

議 長 今回の案件には上げないということでありま

今、太陽光パネルの反射熱で、特に2階部分が暑くなるということで、そういった問題が起きているというような現状のところもあるということでありますので、そういったことについて、皆さんからありますか。

16番 (山王堂民衆委員 挙手)

議長 16番。

16番 16番 山王堂です。

ここを農地パトロールで会長と2人で審議したんですけれども、周りに2階建てがないようですし、まずこれは何も反対するあれがないんだなということで、あと雨水でいろいろあちこちで問題になっているという、屋根からおちる雨水と同じ状態になる。けどここが田んぼで区切られていて、下に流れないような状況だということで、問題でないのではないかなと思うんですけれども、ただ、これがその後に住宅地にかえるなんてなればまたそれが問題だけれども、この許可は太陽光だけの許可であって、住宅地の許可は私たちはする問題ではないので、そういうことでした。(「△△さん、大変だと思ってよ」の声あり)

19番 (田代昇一委員 挙手)

議長 19番。

19番 19番 田代です。

今に関連して、わからないのでお教えてください。

先般、同じく太陽光のパネルを田んぼの中につくるという案件がありました。私が担当しました。場所は皆さん見ているかと思うんですが、JA山形おきたまの北出張所の南の東になるところです。そこは4枚の田んぼがありまして、申請本人は2枚にすると。周りは何もなくて十分な内容でいった。そのときの審査案件としては、あなたはこれから設備投資してそれを構築しますねと、でも抵抗して形あるものは崩れるので、撤去費用を準備しなさいよという案件がありました。本人はそれを十分承知でその旨金額を記載した。それで皆さんのご指導に乗ったという経過があります。

それにあわせて、この案件というやつは畑となっていますが、撤去とかそういうふうなことも、田んぼと付随して事務局は受け取るという内容ですか。それとも建てるとのことだけの申請でよろしいんですか。わからないのでお教えてください。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 30号の案件につきましては、先般の窪田の案件とは異なりまして、永久転用の形になっております。ですので、この案件については、撤去費などにつきましては特段上げるということはしておりません。

よろしく申し上げます。



議長 この間の窪田のやつは営農型というか、下、田んぼつくるということで、農地の前というようなことでありますので、これについては、今渡部主事のほうから話あったとおり、農地でなくして太陽光パネルをつくるんだということでありますので、そういった撤去費用を積み立てるといふか、取っておくといふことは必要ないということでもあります。よろしく。

30号については来月も多分出ると思いますので、30号以外について、皆さんのほうからありますか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号26号を除く24号から29号についてを許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号26号を除く24号から29号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第6号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から4号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議長 仁科主査。

仁科主査 議第6号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

受理番号1号から4号までの計4件でございます。内訳は、相対による売買が1件、相対による賃貸借の新規1件、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定が2件でございます。土地等の詳細につきましては記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田23筆 40,581.85㎡、畑2筆 4,393.00㎡、合計25筆 44,974.85㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地利用計画の内容が基本構想に適合している者、農用地を効率的に利

用できる者、農作業に常時従事することが認められる者、権利を要する者全ての同意が得られている者の各要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

4号というのは未整理地なんですか。4号の10アール当たり。（「広幡ですか」の声あり）広幡。

1 5 番

（大橋久芳委員 挙手）

議 長

15番。

1 5 番

15番 大橋です。

前回もお話ししたと思いますが、道路の脇なんです、土地改良が進んでおります。ただ、土地改良は進んでいますが、端っこの土地でかなり細長かったり建物があって狭かったり、ちょっと中途半端な土地になっております。

議 長

2反なら2反、3反なら3反のきちんとした区画でないということね。

1 5 番

はい。

議 長

そのほかありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査

（挙手）

議 長

仁科主査。

仁科主査

議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

受理番号1号の1件でございます。こちらは、先の農用地利用集積計画による交替でございます。取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地等の表示につきましては記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田のみ5筆 9, 094. 85㎡、よって合計も同様でございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員  
議長 なし。  
ないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員  
議長 異議なし。  
異議がないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第9号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)  
議長 渡部主事。  
渡部主事 議第9号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)について。こちらにつきましては、先月、総会の中で確認をいただいたものでございます。こちらの内容につきまして内容を承認していただき、今後、農地中間管理機構へ貸し付ける手続に入るものでございます。

議長 以上、よろしく願いいたします。  
議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員  
議長 なし。  
ないので、議第9号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに異議ありませんか。

全委員  
議長 異議なし。  
異議がないので、議第9号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で、提出議案についての審議は終了いたしました。

次に、その他、農地中間管理事業に係るマッチング案の確認について、事務局の説明を求めます。

渡部主事 (挙手)  
議長 渡部主事。  
渡部主事 農地中間管理事業に係るマッチング案の確認について。こちら議案書のページ番号13及び14の2ページ分になります。こちらの案件につきましては、農地中間管理機構への意見申し込みを、申請者、土地所有者から出していただき、8月28日までに地区の農業委員及び推進委員からあっせんが完了したものの、マッチングが成立したものに対して載せておるものでございます。

なお、こちらにつきましては、今月行われた農事相談の中で地区ごとの中では了承をいただいたものでございます。

なお、こちらの内容につきまして、来月の集積の議案及び先ほど示していた

だきました農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)についてということで議案として上がってくるところでございますので、なお今時点で活用していただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、農地中間管理事業に係るマッチング案について、異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、農地中間管理事業に係るマッチング案については、議案書のとおり確認いたしました。

その他、皆さんから何かご意見等ございませんか。

1 2 番  
議 長

(菅野英一郎委員 挙手)

1 2 番 菅野委員。

1 2 番

概算金でございますが、はえぬきで去年より400円以上上げております。ただ、大したことないとお思いでしょうが、今回、あしたの外務で配られると思うけれども、去年の追加払い、そっちのほうはメインでございまして、18日に払います。そっちのほうははえぬきで1,200円の追加払いを行っております。平均して1,200円から1,500円とか、そのくらいずつ払っておりますので、そして3月に最終清算をします。最終的には農協が高くなるということで、よろしくお願ひしたいと思います。(「概算金は全農米と大体同じと言った」の声あり)

いや、そこから手数料だけの分があるもので若干落ちる。全農のは余計な分も払っていることなので。やはり秋田おぼこ農協が60億も過払いしているもので、それと次の年になってやりくりしましょう、次の年になんてとにかく黒字にして決算しろと、そして次の年でやりくりしているうちに60億円になってしまって、今もう大変でございます。うちのほうも1回過払い金があったもので、やはり最初は少ないけれども最後には必ず余計につくからということで、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

概算金について、いいですか、皆さんに、質問。(「まだ概算金なので」の声あり)

概算金で大体コメの値段が、世の中のコメの流通の値段が決まるから、本当に大事なことなんですよね。

そのほか皆さんのほうからありませんか。

全 委 員  
議 長

なし。

ないようですので、これで本日の第14回米沢市農業委員会定例総会は終了

となります。

その他、事務局から連絡等はありませんか。

目崎補佐  
議 長  
目崎補佐

(挙手)

目崎補佐。

農事相談で、議案以外の関係について、ご質疑などについて申し上げます。  
まず、11月8日の担い手サミットの参加要請ですが、認定農業者の会を通じて後藤委員、我彦委員に参加要請が来ているようです。農業委員会としては参加要請は受け取ってないので、来週の20日に実行委員会がございまして、そこではっきりすると思いますが、参加要請は来ないのかなと、そんな感じで受け取っております。

11月16日の農業委員会開会後に懇談会を行うのかということでございますが、これ行いますので、ぜひ夜の部のほうも日程調整をお願いいたします。

あと高温、渇水被害における県及び市の支援事業の情報がほしいということで、本日お配りしております。1枚目の裏をごらんいただきたいと思います。農業用水の渇水対策、園芸作物の高温対策、農薬・肥料の購入、あとは被害に対するものと経営安定資金の利子補給があるということでございます。詳細については農林課にお問い合わせいただいて、今月のJAの広報紙の配布時に振興組合長にこの文書をお届けして、振興組合長のほうから回覧をしていただいて、農家の方にはお示しをして、要望をまとめて申請を受け付けるということでございます。

先月の総会で、新規就農者にかかわっていろいろ手続の順番が狂ったりして大変ご迷惑をかけましたが、〇〇さんと農林課が施設園芸の処分についてお話をしたところ、事前着工的なことがあったということで、その補助については〇〇さんが取り下げたということでございます。

以上です。

議 長

今、事務局より高温対策、渇水対策、あと新規就農者の〇〇さんに対する農林課の取り扱いということで説明があったわけですが、皆さんのほうから何かありますか。よろしいですか。

1 8 番  
議 長  
1 8 番

(鈴木晃子委員 挙手)

18番 鈴木委員。

お忙しいところ恐れ入ります。ご報告させていただきます。

先日、9月1日土曜日に農と食の元気っ子講座というものを開催させていただきました。第1回目ということで、今回、元気村、おとしやらせていただいから、改めてさせていただくことになって初めてだったものですから、いろいろと予算の中で、できる範囲でということで開催させていただきました。ちょっと募集のほうが遅かったということもありまして、人数のほうが目員が

20名ということだったんですが、結局その当日参加してくださったのが7名ということで大変少なかったんですが、気持ちの高い小学5、6年生がとても楽しく有意義な時間を過ごせたと思います。雨が降ったものですから、最初にかぼちゃを収穫してから調理をしようかなと思っていたんですけども、それが逆になったんですが、〇〇さんと会長初め運営委員の皆さんにご協力いただきまして、事務局のほうにも本当にお世話になりまして、おいしいサンドイッチとパフェをつくりまして、皆さんで楽しく食べました。大きなかぼちゃがあるんですが、それは三沢コミセンの玄関前に飾らせていただいて、農業委員会よりということで、農業委員をアピールするいい機会になればなと思っていますところですよ。

第2回目は10月20日土曜日を予定しておりまして、それは栗拾いをしてから、今回収穫したかぼちゃをハロウィン用にくり抜いてランタンをつくったり、あとは、今回、10月のほうは和風なお料理ということで、栗ご飯やら芋煮やらを考えながら楽しんでいただけるようにこれからまた計画を立てていきたいと思っています。

皆様のご協力、またよろしく願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

人数の募集はまだ余裕があるから、20名くらいまでは大丈夫。どうですか、それは。

18番

大丈夫です。

議長

前は8名だけしか、実際、申し込みあったのは8人。（「11名」の声あり）11名あって、急に来られなくなって7名になったということでもありますので、ぜひ皆さんからも声がけよろしく願いしたいと思いますので。

あと皆さんのほうからありませんか。

全委員

なし。

議長

ではこれで本日の日程を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会

午前10時37分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成30年9月14日（金）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

我彦 正福

議事録署名委員

高橋 祐弘